

派遣時の費用弁済の流れ！

(R6年1月17日現在)

1) なすべき事

①各県から地域JRATの一員として派遣される者は

「石川JRAT」宛ての領収書を確保・保管

支援に関わる領収書は必ず保管しておくこと

②「**地域JRAT事務局**」は、最終的に派遣者の領収書を回収して、台帳（後ほど、東京本部より発信予定）と共に集約。地域JRATが取りまとめたものを東京中央対策本部（東京本部）に送付する。

③「**東京本部**」は、原則最終的な集約を行う。

④「東京本部」は、石川JRAT本部に送る。

⑤「**石川JRAT**」は、石川県にまとめて請求する。

⑥「**石川県**」は、整理したものを内閣府に提出する。

2) 費用弁済対象

費用は原則として、出発地からの旅費・宿泊費・医療支援に関わる物品費および人件費。（レンタカー・ガソリン費も請求）

・人件費は職種によって異なる可能性あり

・領収書が無いものは無効となる（熊本の時に経験あり）

※公的・公立医療機関に勤務する者も同様の流れで請求可能

3) 弁済対象外：RRTおよび東京本部支援者

4) 補償の対象期間：所在地を出発し、活動後、帰着するまで。

◆石川県は費用弁済の流れに準じて石川JRATからの請求を受け付け、対処することになります

2024年1月17日

石川 JRAT 派遣への保険に関する事項

下記に、石川県のアドバイスにより、県が契約した「あいおいニッセイ同和損保（国内旅行障害保険）」について、石川 JRAT 担当者と保険会社担当者が直接に交わした確認事項を示す。

【確認事項】

- ・ 契約者は県知事、石川県とあいおいニッセイ同和損保との契約
- ・ 加入した保険は一般的な国内旅行保険ではない。
(国内旅行障害保険 包括契約特約)
- ・ 普通の旅行保険とは異なり、特殊な保険形態である。

- ① 被保険者の範囲：災害時に石川県の要請を受けて被災地、避難所へ派遣された医療、介護、福祉業務に従事する者
- ② 保障の開始は、始期日の午前 0 時に始まり、旅行行程開始前に発生した事故は、支払われない、また、補償の終了は、満期日の午後 12 時とし、旅行行程終了後に発生した事故は、支払われない。

(支援(派遣)目的の移動として、自宅・勤務先等を出発した時点から、支援が終了して出発地に戻る時点まで補償されます)

- ③ 予め、石川 JRAT が活動する人のリストを作成しておき、落ち着いてから県に提出しても、上記②は有効である。

○死亡・後遺障害などの保険金について
死亡・後遺障害 2 億円
入院 日額 15000 円
通院 日額 1 万円
携行品 10 万円
免責 3000 円
天災危険補償特約あり